

所有をめぐる歴史のもつれあい

アジア・太平洋地域における土地所有を中心に

杉島敬志

1. 近代的「所有」の概念

所有をめぐる様々な事象について考える場合、近代的な所有の概念をしっかりと把握しておく必要がある。ジョン・ロックが『市民政府論』のなかで論じた所有の概念は以下のと の合成である。 自己の身体やその働き（労働）を自己の本源的な所有物とみなす「自己所有」の観念。 自己が労働を投下した対象が自己の所有物になるという「労働所有説」。ロックの所有論は所有という現象を自己と身体との関係の拡張として思いえがく。同様な見解はカント、ヘーゲル、マルクスによってもものべられている。だが、所有を基礎づけるはずの自己所有は普遍的でも、自明の理でもない。例えば、アジア・太平洋地域では母方オジが自分の身体に自分よりも根源的な権利をもつという観念が広くみられる。すると、むしろ所有こそが身体や労働に対する認識を基礎づけているといえるのではないか。

所有の概念は資本主義の基底にある商品交換と不可分である。このことはロックが労働の投下から所有の発生を導き出すために導入する価値の概念にあらわれている。ロックは労働がうみだす価値を特権化し、それを貨幣によって量化し、比較可能なものと考えた。それゆえ、労働がうみだす価値とは商品交換における価値であり、所有とは商品交換に参加する者が自分の商品に対して関係する行為である。この関係行為は商品交換を成り立たせている規則の一部（交換の主体を定義する規則）であり、それ以外の原理によって基礎づけられる必要がない。

贈与交換の場合、特定のモノを誰と誰が交換できるかを定める規則は複雑で多様である。例えば、「バレンタインデーのチョコレートを女性は男性に贈る」、「水牛を姉妹の息子は母方オジに贈る」、「お年玉を親は子どもに与える」などのように。これに対し、商品交換の場合には、あらゆるものを誰が誰とでも交換をおこなうことができ、交換主体は商品を所有する個人として定義されている。

2. アジア・太平洋地域における土地制度の諸特徴

所有の概念にもとづく土地に対する人間の関係行為を「土地所有」とよび、所有の概念ではとらえることのできない土地に対する人間の関係行為を「土地制度」とよぶ。

- a) 土地制度の重層性：首長たちは先住者と外来者の代表として関係しあうとともに、この関係にふさわしい相補的な権利を地域社会の領地に対してもつ。
- b) 土地制度の全体性：宗教的、法的、道徳的、政治的、経済的であると同時に、そのいづれにも還元しえない社会事象としての土地制度。土地にすまい、人間よりも土地に本源的な権利をもつ霊的存在。
- c) 土地制度の儀礼性：首長の土地に対する権利は土地にすまう霊的存在にかかわる儀礼の遂行と密接な関係をもつ。

3. アジア・太平洋地域における土地政策

アジア・太平洋の大半の地域では欧米諸国や日本による植民地支配や統治がおこなわれ、その一環として何らかの土地政策が実施されていた。戦後、近代国家の建設を開始したアジア・太平洋諸国では開発政策が強力に推進され、土地政策は開発政策の一環としておこなわれてきた。

これらの土地政策は 19 世紀初頭から今日にいたる 200 年近い時間の幅をもち、その実施主体は多くの国にまたがっている。だが、その大半は土地制度を経済開発の阻害要因とみなし、その廃絶と土地所有制度の確立をめざすという点で共通性をもっている。

所有は資本主義経済の基底にある商品交換と一体のものであり、世界システムは経済開発をとまなう 19 世紀以降の植民地支配をとおして世界をおおいつくした。また、開発政

策の一環としておこなわれてきた土地政策は土地を商品化し、土地制度内の多様な社会関係を市場関係に転換する政策といえる。それゆえ、土地政策が相互に類似するのは当然である。アジア・太平洋地域における土地政策の大半は、植民地政策の一環としておこなわれたものであれ、開発政策との関連で実施されてきたものであれ、土地に対する人間の関係行為を商品交換の原理にもとづいて編成することを目的とするものであった。

4. 土地所有をめぐる「歴史のもつれあい」

土地制度の基底には土地にすまう霊的存在への信仰（信念）やこの存在と交流をおこなうための儀礼があり、儀礼は規則にしたがう行為といえる。また、土地政策は経済開発をのぞましい社会的目標とみなす信念や、土地と直接的・間接的に関連する何らかの法規（規則）にもとづいて実施されてきた。こうした法規は、たとえ条文のなかに明確な言及がない場合でも、商品交換の規則の一部をなす所有の概念にもとづく。

一般的にいうと規則や信念は多様に解釈される可能性をもっており、いかなる行為のしかたも規則や信念と一致させることができる。それゆえ、規則や信念は行為のしかたを決定できない。だが、解釈ではない規則の把握がある。規則や信念の強制力は教育や訓練を介して規則や信念の承認をせまる社会関係と表裏一体のもの。そこに身をおいていることが規則や信念に強制力を付与する。しかし、社会生活のどのような局面にもリーダー的存在が複数いる。それゆえ、社会生活は多中心的な政治の渦巻きからなり、そのそれぞれにおいて規則や信念が多様に解釈され、その承認せまる教育や訓練がおこなわれる。多様な解釈の発生をチェックする場や機関はたとえあったとしても、うまく機能するとはかぎらない。また、矛盾する規則や信念が共存し、それらが同時並行的に強制力を発揮している場合には、事態はさらに錯綜したものとなる。

「歴史のもつれあい」はこうした状況に着目する概念。それは「中核」諸国起源の規則や信念と「辺境」の地域社会の規則や信念が多様な解釈を介してせめぎあい、からみあう過程や状況を意味する。「歴史のもつれあい」は N. Thomas (1991 *Against ethnography, Cultural Anthropology* 6(3), 1991 *Entangled objects*, Harvard U.P.) が使った表現であるが、ここでの定義は、トーマスがこの言葉にこめた意味とは異なる。

規則や信念の解釈可能性に由来する上記のことは土地政策や土地制度の基底にある規則や信念についても妥当するはず。これらの規則や信念が地域社会においてさまざまに解釈されることを土地政策の実施主体が完全に統制することは例外的にしか成功しえない。そのために、土地をめぐる「歴史のもつれあい」には、土地政策が所期の目的とはおよそ異なる土地制度をうみだしたり、土地政策によって土地所有制度が確立される一方で、土地制度が再興されたり、土地所有制度のなかに土地制度が（あるいは土地制度のなかに土地所有制度が）だまし絵のようにはめこまれているといった、ありとあらゆる逆説的とみえる事象が可能性としてふくまれていることになる。

このようにのべることが部分的な現象と全般的な傾向を混同しているように感じられるとすれば、それは「辺境」の地域社会が「中核」諸国起源の規則や信念によって染めあげられてきたという歴史観を自明の事実とみなしているからである。多くの人類学者、社会学者、歴史学者はこの歴史観を自明視してきたが、実際には「歴史のもつれあい」に関する詳細な記述とまともにつきあわされたことはない。

従来、世界システムに包摂されたあとの「辺境」の地域社会の歴史は近代化や文化変容の概念でとらえられてきた。近代化は地域社会の「伝統文化」が「中核」諸国起源の規則や信念によっておきかえられる過程に言及する概念。文化変容は前者が後者をとりこむ過程に言及する概念。したがって、この二つの概念は上記の歴史観を基本的に承認したうえで、地域社会の歴史を一方は「中核」諸国起源の規則や信念に還元し、他方は地域社会の「伝統文化」に帰属させて理解する。そうであるならば、「歴史のもつれあい」が適切に記述されてこなかったのは当然であるし、「辺境」の地域社会が「中核」諸国起源の規則や信念によって染めあげられてきたという歴史観が長いあいだ信憑性を保ってきたとも不思議ではなくなる。

参考文献

- 速見洋子 1999 「タイ国家の領土におけるカレンの土地権 共同体と伝統の構築」杉島敬志編『土地所有の政治史 人類学的視点』風響社。
- 川本隆史 1992 「自己所有権とエンタイトルメント」日本法哲学会編『現代所有論』(法哲学年報 1991)。
- ロック、J 1968 『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波書店。
- マクファーソン、C・B 1980 『所有的個人主義の政治理論』藤野涉他訳、合同出版。
- 清水昭俊 1999 「慣習的土地制度の外延」杉島敬志編『土地所有の政治史 人類学的視点』風響社。
- 須藤健一 1999 「人と政治を動かすヤップの土地制度」杉島敬志編『土地所有の政治史 人類学的視点』風響社。
- 立岩真也 1997 『私的所有論』勁草書房。
- 田辺明生 1999 「土地とアイデンティティ インド・オリッサ州クルダ地方における土地の文化政治史」杉島敬志編『土地所有の政治史 人類学的視点』風響社。
- 棚橋 訓 1999 「ポリネシア・クック諸島における土地問題の淵源 歴史的考察」杉島敬志編『土地所有の政治史 人類学的視点』風響社。
- 植谷智子 1999 「石油開発と『伝統』の創造 パプアニューギニア・フォイ社会の『近代』との葛藤」杉島敬志編『土地所有の政治史 人類学的視点』風響社。
- 鷲田清一 1993/1994 「所有と固有 ジョン・ロックの《所有》論をめぐって」(上・下)『Iichiko』29/30号。

資料

「たとえ地とすべての下級の被造物が万人の共有のものであっても、人は誰でも自分自身の一身 (his own person) については所有権 (property) をもっている。これには彼以外の何人も、なんらの権利を有しないものである。彼の身体 (body) の労働、彼の手の動きは、まさしく彼のものであるとってよい。そこで彼が自然が備えそこにそれを残しておいたその状態から取り出すものはなんでも、彼が自分の労働を混えたのであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに附加えたのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである」(J・ロック 1968 『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波書店、32-33頁、J. Locke 1947 *Two treatises of government*, New York: Hafner Publishing Company, p.134)。

「肉体は私のものである。なぜなら、それは、私の自我の一部であり、私の選択意志によって動かされるから。自分の選択意志をもたない生命ある世界や生命なき世界の全体は、私がそれを強制して自分の選択意志のままに動かすことができるかぎり、私のものである」(I・カント 1966 『カント全集 第16巻』尾渡達雄訳、理想社:309頁)。

「肉体は精神の、意志ある器官となり、活気ある手段となるためには、まずもって精神によって占有取得されなければならない。……人間は……彼の自己意識が自分を自由なものと捉えることによってはじめて、自分を占有取得し、彼自身の所有となり、他の人たちにたいして自分のものとなる」(G・W・F・ヘーゲル 1967 「法の哲学」藤野涉他訳『世界の名著 35 ヘーゲル』中央公論社、243、253頁)。

「所有とは本源的には、自分に属するものとしての、自分のものとしての、人間固有の定在とともに前提されたものとしての自然的生産諸条件にたいする人間の関係行為のことにほかならない。すなわち自己の肉体のいわば延長をなすにすぎない、自分自身の自然的

前提としてのこれら生産諸条件にたいする関係行為である」(K・マルクス 1961 『経済学批判要綱 第3分冊』高木幸二郎監訳、大月書店、37頁)。

「[イギリス] で二十ブッシェルの小麦を産する一エーカーの土地と、同じ経営を行えば同じだけ産するはずのアメリカの土地とは、疑いもなく同一の自然的内在的価値をもっている。しかしながら人類がその一方から一年間に受ける利益は五ポンドであり、他方からは、もしインディアンが受ける収益を評価して、それをイギリスで売るとしたら、やっと一ペニイ(五ポンドの千二百分の一)にも達しないだろう。……それ故、土地にその価値の最大の部分を与えるものは労働であって、それなしには土地はほとんど無価値になってしまうであろう」(J・ロック 1968 『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波書店、48頁)。

「個人は、自己の身体と諸能力の所有者であるゆえに自由…… [であり] 人間の本質は他人の意志への依存からの自由であって、自由は所有の関数である。社会は、諸個人自身の諸能力の、および彼らがそれらを使用して獲得したものの所有主として、相互に関係させられた自由平等な諸個人のおつまりとなる。社会は所有主間の交換の諸関係から成り立つのである」(C・B・マクファーソン 1980 『所有的個人主義の政治理論』藤野涉他訳、合同出版、13頁、C.B. Macpherson 1962 *The political theory of possessive individualism*, Oxford University Press, p.3)。